

建設リサイクルにおける現状調査と ゼロエミッションをめざした解決策の検討 —地球環境保全に向けて その2—

正会員 ○ 野田千津子*1
正会員 石川 孝重*2
正会員 織本理紗子*3

建設解体工事 発注者 受注者
行政 ヒアリング調査 地球環境

§ 1 はじめに

建設廃棄物は産業廃棄物全体の排出量の約2割、最終処分量の約3割を占めており、地球環境保全の上で社会的な問題となっている¹⁾。本報ではヒアリングを通して、発注者、受注者、行政の建設リサイクルにおける役割と現状を把握する。それを基に各立場における問題点を見出し、ゼロエミッション化に向けた解決策を検討する。

§ 2 ヒアリングによる現状調査と問題点の抽出

建設リサイクル法において重要な役割を果たす発注者・受注者・行政の法律上における役割と現状の比較から問題点を探るため、ヒアリング調査を行った。調査概要を表1に、調査の結果を基に、各立場の役割と現状をまとめたものを図1に示す。

2.1 発注者の役割と現状

建設リサイクル法²⁾においては、受益者である発注者

表1 ヒアリング調査の概要

調査対象	回答者	実施日	実施時間
国土交通省	総合制作局 事業総括調整管室 施工技術係長 建設リサイクル担当	11月9日	90分
東京都	都市整備局 都市づくり制作部 広域調査課 建設副産物係長	11月8日	60分
豊島区	届出(通知)受理窓口の方	11月7日	50分
解体業者	豊島区内の解体業者6社 (アンケート形式)	7,8月	
	アンケートに回答のあった区内業者	11月10日	120分

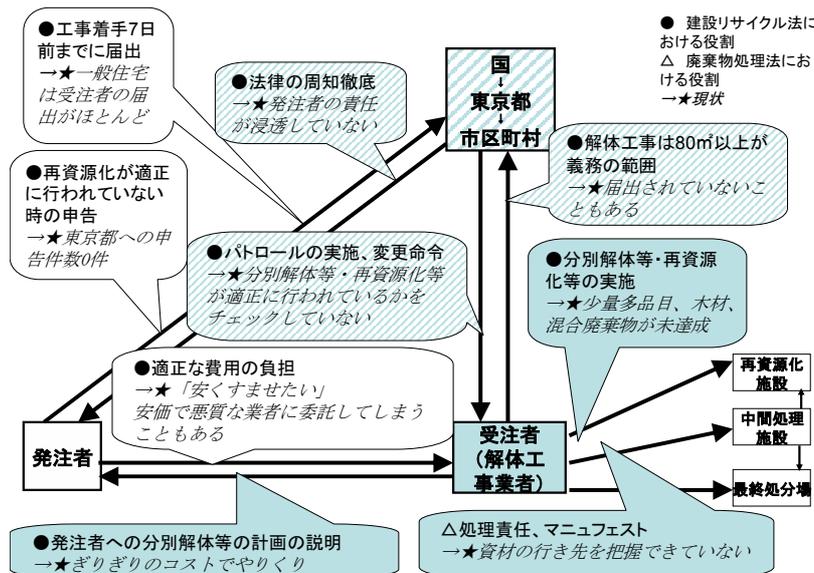


図1 建設リサイクルにおける発注者・受注者・行政の役割と現状

が再資源化等に対して重要な責務を担い、市民もこれに含まれるが、現状では、一般住宅等の場合にはほとんど、委任状を持った受注者が事前の届出を行っている。また、発注者には適正な費用の負担が義務づけられている²⁾が、多くは「安くすませたい」と考えている。一方、家具等の発注者自身による生活残留物によって処分費用が増大する場合もあり、認識の不足がうかがえる。

このように、法律上重要な役割を担うべき発注者は、実質的な責任を果たしていないことがわかった。ヒアリングでは、その要因として、一般の発注者は解体工事や再資源化に対する関心が低く、専門知識にも乏しいことが指摘された。実際に、再資源化等が適正に行われていない場合は知事に申告することができる²⁾が、東京都の指導状況³⁾によると平成14~16年度の申告は0件であり、発注者の関心が低いことがわかる。

また、努力義務として再資源化等の実施について受注者に対し明確な指示を行うとされている⁸⁾が、発注者自身がその役割を認識していない。実際に発注者に求められているのは、受注者の説明により、適正な費用の負担や工事内容について理解することである。

2.2 受注者の役割と現状

受益者である発注者が実質的な責任を果たしていない一方、現状では、受注者が再資源化の責任を担う実質的な主体となっている。図1に示すように、受注者には発注者への分別解体・再資源化等の説明が義務づけられている²⁾が、実際には発注者からの理解が得られず最低限の費用で分別解体等を行っている。ゼロエミッション化に必要な費用は、現状で平均的に支払われるコストをはるかに上回り、より多くの資材を再資源化するための費用が発注者から得られていない。そのため、現段階で再資源化率が低い建設発生木材、少量多品目の資材、建設混合廃棄物を分別解体するには、費用の面から難しい場合もあることが指摘された。

また、廃棄物処理法では解体業者に処理責任があり、排出資材の行き先を把握するマニフェストの使用が求められている¹⁾が、現状はその利用が徹底されておらず、再資源化が確認されていない場合もある。

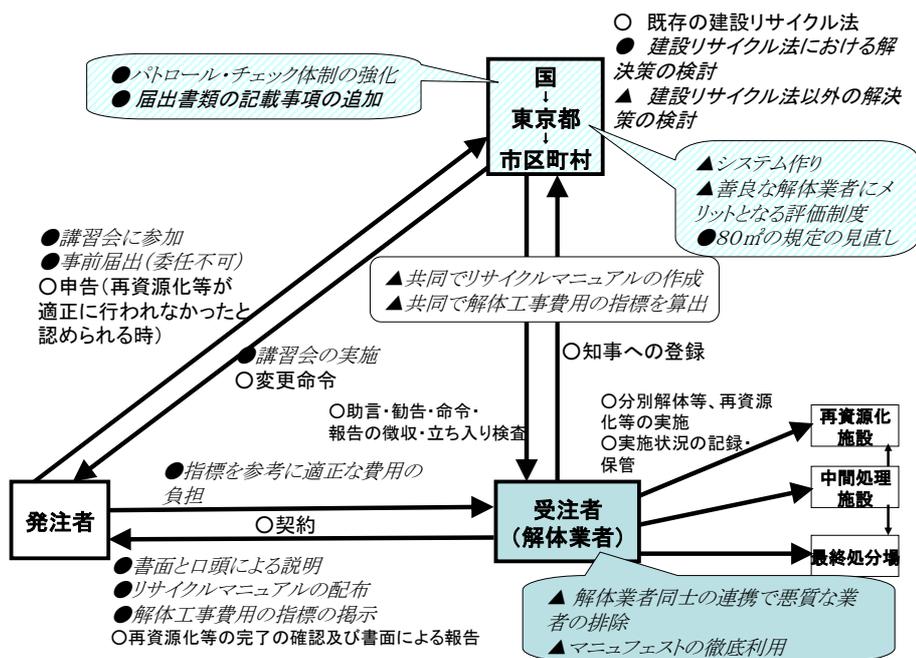


図2 建設リサイクルにおけるゼロエミッション化へむけた提案

受注者の一部には、安価な見積もりで工事を受注し、適正な再資源化を行わない業者や、解体工事後に工事面積が確認できないため、規定された 80 m²以上の工事であっても届出を行わない業者もいることが指摘され、これには、発注者の認識不足が背景にあることがうかがえた。

2.3 行政の役割と現状

図1に示すように、行政は建設リサイクル法の周知徹底を行う¹⁾が、一般の発注者にその理解は浸透しておらず、発注者への意識啓発が不足していることがわかる。さらに、解体業者からは、法律の情報量や取り締まりの状況が自治体により差がある⁴⁾ことも指摘されている。

一方、解体工事費用と廃棄物処理費用の内訳の明確化が求められている⁵⁾が、発注者と受注者間の見積もり以外に内訳は明記されず、届出書類にも求められていない。さらに、届出書類では記入漏れやアスベストの有無、案内図を確認し、建設リサイクル法に基づくパトロールではシールの有無、工事の安全性、アスベストの有無を主に確認しているだけで、本来の目的である再資源化等の実施は審査されていないことがわかった。窓口となる市区町村は、発注者や受注者と直接かかわる立場にあるが、解体工事の安全性に関する東京都の指示を実施するのみで、建設リサイクルの独自の取り組みはない。以上より、パトロールの実施主体や書類をチェックする窓口の指導力が不足していることも問題点として指摘できる。

§3 ゼロエミッション化にむけた提案

これらの問題点をふまえて、それぞれの立場に着目した提案を図2にまとめる。

発注者は今後、多大な専門知識を要しない範囲で、建設リサイクルのシステムに貢献できる役割を担う必要が

ある。一方、受注者には発注者の理解を得るための自助努力、行政には発注者の意識啓発や受注者のシステム作り等の環境作りが求められる。特に、専門知識に乏しい発注者の建設リサイクルに対する意識を高めるために、発注者が自らの役割を理解し、悪質な解体業者を見極める目をもつための働きかけが必要である。

ゼロエミッション化の実現には現状より多くの費用が必要であり、受注者に重要なことは、発注者の理解を得て、適正なコストの負担を促す自助努力である。これに加え、相互の連携を強めることで、不法投棄等を行う悪質な業者を淘汰できるような仕組みを作る努力も必要であろう。

そのためには、専門知識を有する受注者が、発注者向けのわかりやす

いリサイクルマニュアルを作成し、発注者の意識啓発につとめるとともに、行政と共同して適正な工事価格の指標を公開することが有効と考える。専門知識のない発注者に適正な費用の負担を促すとともに、解体工事の届出書類の記載事項に費用の内訳を追加することで、工事規模に対応した価格と工事期間を、行政が審査することも可能になる。さらに、ステッカーや表彰状の交付により善良な受注者にメリットとなる評価制度を確立すること、リタイア層の雇用などで、パトロールの人員を確保し、受付窓口の指導力を強化することも効果的であろう。

§4 おわりに

建設リサイクル法の施行にともない、資材のリサイクル用途や受け皿の拡大等の技術開発も進み、ゼロエミッションは前進している。しかし、受益者である発注者は、意識や知識の不足により実質的にその責任は果たしておらず、運用上の責任主体は解体業者にあることがわかった。今後、受注者と行政が連携し、マニュアルの作成や適正価格の指標を算出する等、発注者の意識を高めるための働きかけが必要である。

ヒアリング調査にご協力戴いた方々に謝意を表する。

【引用文献】

- 1) 国土交通省：リサイクルホームページ, <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>, 2005年10月。
- 2) 東京都：建設リサイクル法のご案内, 2版, 2003年3月。
- 3) 東京都：建設リサイクル法指導状況, <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/ken-lecy/knr-sido16.htm>, 2005年10月。
- 4) 日経ホームビルダー：建設リサイクル特集, 2003年4月。
- 5) 建設省：建築解体リサイクルプログラム, <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>, 2005年10月。

*1 日本女子大学住居学科 学術研究員・修士 (家政学)
 *2 日本女子大学住居学科 教授・工学博士
 *3 ポラスグループ

*1 Research Fellow, Dept. of Housing and Architecture, Japan Women's Univ., M.H.E.
 *2 Prof., Dept. of Housing and Architecture, Japan Women's Univ., Dr. Eng.
 *3 POLUS GROUP